

## 別紙第1

# 職員の給与に関する報告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月14日に、職員の特別給の支給月数を引き下げることの内容とする勧告を行ったところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

## 1 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「令和2年人事統計に関する報告」によると、在職者は52,080人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,452人であって、その平均年齢は39.6歳であり、男女別構成は男61.7%、女38.3%、学歴別構成は大学卒60.2%、短大卒12.9%、高校卒26.9%、中学卒0.0%である。これらの職員の給与月額の内平均は、本年4月現在において361,788円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額の内平均は392,740円となる。

(報告資料第1表～第3表)

## 2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した373の事業所に

ついて「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況等についても調査を行った。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、83.5%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

### 3 職員の給与と民間給与との比較

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均53円（0.01%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第21表）

### 4 職員の給与と国家公務員給与との比較

「平成31年地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月1日現在の国における行政職俸給表（一）適用職員の俸給と本県の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、99.9となっており、前年より0.2ポイント低下している。

### 5 物価及び生計費

#### (1) 物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.1%上昇

し、千葉市では同水準となっている。

(報告資料第23表)

## (2) 標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で169,160円、3人世帯で200,610円、4人世帯で232,060円となっている。

(報告資料第22表)

## 6 人事院の報告の概要

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告を行った。

月例給について、国家公務員給与が民間給与を平均164円(0.04%)上回っていたが、較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定を行わないとしている。

(報告資料〈参考〉人事院勧告の骨子)

## 7 本年の月例給改定の考え方

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与報告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の月例給の改定に係る本委員会の見解は、次のとおりである。

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。

本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約8割の民間事業所において定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は23.3%(昨年32.4%)、ベースダウンを実施した事業所はなく(昨年0.4%)、昨年と比べてベースアップを実施した事業所の割合が減少している。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を53円（0.01%）上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえ、本年の月例給の改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差が極めて小さいこと等を考慮し、月例給の改定を行わないことが適当であると判断した。

## **8 高齢層職員の給与**

55歳を超える職員の昇給制度については、国に準じて平成26年度から原則として昇給停止としているが、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても1号給昇給ができることとしているところである。

当該措置の廃止については、他の都道府県や民間の動向等も踏まえながら、引き続き慎重に検討していく必要がある。